平成２８年（フ）第５２２号
千葉県松戸市根本197番地の１　みさき荘101号
債務者　浅野　歩惟
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５２９号
千葉県松戸市常盤平４丁目16番地　常盤平公団住宅Ｅ街区９号棟302号
債務者　山本加代子
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５４８号
千葉県流山市流山９丁目500番地の３　柳田団地４―504
債務者　梁瀬　康子
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４８号
兵庫県たつの市神岡町沢田287番地１
債務者　石井　俊孝
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第２５０号
和歌山市島橋南ノ丁１番７号　ポートタウン島橋207号、前住所和歌山市北島404番地13　エトニア203号
債務者　古谷　祐自
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２７９号
和歌山市園部1211番地１　清水ハイツ103号、前住所和歌山市湊本町１丁目10番地１　グランドハイツ太陽1201号
債務者　やまもと鍼灸院こと　山本　裕史
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２８４号
和歌山市広瀬中ノ丁２丁目11番地　緑荘48号室、前住所和歌山市四筋目20番地　フォースアベニュー212号室
債務者　大川　亜紀
1　決定年月日時　平成28年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２８号
山口県岩国市元町１丁目８番22号
債務者　大立　博美
1　決定年月日時　平成28年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２８年（フ）第３１号
山口県岩国市周東町上久原1100番地１　周東高森南団地８号
債務者　村田　　力
1　決定年月日時　平成28年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２８年（フ）第３２号
山口県岩国市平田６丁目60番１―104号
債務者　石本美也子
1　決定年月日時　平成28年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２８年（フ）第７０４号
神戸市北区緑町７丁目１番46―203号
債務者　瀧原　里恵
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７７４号
神戸市須磨区北落合１丁目１番321―202号
債務者　江島チカヱ
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６８号
沖縄県中頭郡西原町字翁長558番地　（レジデンス宮里201号）
債務者　杉山　秀幸
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１０２号
千葉県木更津市高柳3342番地８　コーポ桜井101
債務者　菊地　惠美
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第４７１号
神奈川県平塚市御殿１丁目４番21号　ハラＡＰ202
債務者　跡路　哲司
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４８８号
神奈川県厚木市長谷1567番地１　ラ・ベルメゾンⅢ―101
債務者　松本　　澄
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５３６号
神奈川県南足柄市岩原237番地　ＳＳクニヤン201
債務者　星野ゆかり
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部